

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
北海道		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	○札幌市	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	函館市	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	小樽市	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	旭川市	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	室蘭市	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	釧路市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	帯広市	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	北見市	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
北海道	夕張市	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	岩見沢市	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
北海道	網走市	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	留萌市	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
北海道	苫小牧市	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	稚内市	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-
北海道	美唄市	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	芦別市	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	江別市	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	赤平市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	紋別市	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	士別市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	名寄市	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	三笠市	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	根室市	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	責務 都道府県民（市区町村民）の	連携協力（合体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援 損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村														
北海道	千歳市	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	滝川市	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
北海道	砂川市	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	歌志内市	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	深川市	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
北海道	富良野市	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	登別市	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	恵庭市	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	伊達市	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	北広島市	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	石狩市	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	北斗市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
北海道	当別町	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
北海道	新篠津村	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	松前町	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-
北海道	福島町	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-
北海道	知内町	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-
北海道	木古内町	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-
北海道	七飯町	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	鹿部町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	森町	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	○	-
北海道	八雲町	-	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	○	○
北海道	長万部町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	江差町	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	責務 都道府県民（市区町村民）の	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援 損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村														
北海道	上ノ国町	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	厚沢部町	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	乙部町	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	奥尻町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	今金町	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
北海道	島牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
北海道	寿都町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
北海道	黒松内町	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-
北海道	蘭越町	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
北海道	二セコ町	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-
北海道	真狩村	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-
北海道	留寿都村	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	喜茂別町	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	京極町	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	倶知安町	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○
北海道	共和町	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	岩内町	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	泊村	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
北海道	神恵内村	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	積丹町	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
北海道	古平町	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	仁木町	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	余市町	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
北海道	赤井川村	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-
北海道	南幌町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	奈井江町	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	上砂川町	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	由仁町	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	長沼町	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	栗山町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	月形町	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	浦臼町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	新十津川町	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
北海道	妹背牛町	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	秩父別町	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	○
北海道	雨竜町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	北竜町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	沼田町	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	鷹栖町	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	東神楽町	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-
北海道	当麻町	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-
北海道	比布町	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	愛別町	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	上川町	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-
北海道	東川町	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-
北海道	美瑛町	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	上富良野町	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	責務 都道府県民（市区町村民）の	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援 損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村														
北海道	中富良野町	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	南富良野町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○
北海道	占冠村	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○
北海道	和寒町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	剣淵町	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
北海道	下川町	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	美深町	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	音威子府村	—	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	—	○
北海道	中川町	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
北海道	幌加内町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○
北海道	増毛町	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	小平町	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	苫前町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
北海道	羽幌町	—	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—
北海道	初山別村	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
北海道	遠別町	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	天塩町	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
北海道	猿払村	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○
北海道	浜頓別町	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
北海道	中頓別町	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
北海道	枝幸町	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	豊富町	—	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	○
北海道	礼文町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	利尻町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
北海道	利尻富士町	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	幌延町	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	美幌町	—	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	—	○	—
北海道	津別町	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	斜里町	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	清里町	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	小清水町	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	訓子府町	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	置戸町	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	佐呂間町	—	—	○	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—
北海道	遠軽町	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	湧別町	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	滝上町	—	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—
北海道	興部町	—	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—
北海道	西興部村	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	雄武町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
北海道	大空町	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—
北海道	豊浦町	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	壮瞥町	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	白老町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
北海道	厚真町	○	—	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	○
北海道	洞爺湖町	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	安平町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	むかわ町	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

# 地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
北海道	日高町	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○
北海道	平取町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	新冠町	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
北海道	浦河町	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	様似町	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-
北海道	えりも町	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	新ひだか町	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	音更町	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	士幌町	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	上士幌町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	鹿追町	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-
北海道	新得町	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	清水町	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
北海道	芽室町	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	中札内村	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	更別村	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	大樹町	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
北海道	幕別町	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	池田町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	豊頃町	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	本別町	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-
北海道	足寄町	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	浦幌町	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
北海道	釧路町	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	厚岸町	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	浜中町	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	標茶町	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	弟子屈町	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	鶴居村	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—
北海道	白糠町	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	別海町	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	中標津町	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	標津町	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○
北海道	羅臼町	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○
青森県		○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
青森県	弘前市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
青森県	むつ市	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
青森県	平川市	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○
青森県	板柳町	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○
岩手県		—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
宮城県		○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	○	○
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	○	—	—
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。



# 地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
宮城県	白石市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	角田市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-
宮城県	多賀城市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
宮城県	富谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
宮城県	七ヶ宿町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
宮城県	柴田町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
宮城県	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
宮城県	丸森町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	亘理町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○
宮城県	松島町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	七ヶ浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	利府町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
宮城県	大郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
宮城県	大衡村	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
秋田県		○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
秋田県	秋田市	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○
秋田県	能代市	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○
秋田県	横手市	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○
秋田県	大館市	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○
秋田県	男鹿市	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○
秋田県	湯沢市	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○
秋田県	鹿角市	○	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-	○
秋田県	由利本荘市	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
秋田県	潟上市	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○
秋田県	大仙市	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○
秋田県	北秋田市	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○
秋田県	にかほ市	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○
秋田県	仙北市	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○
秋田県	小坂町	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○
秋田県	上小阿仁村	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○
秋田県	藤里町	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
秋田県	三種町	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○
秋田県	八峰町	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○
秋田県	五城目町	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○
秋田県	八郎潟町	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○
秋田県	井川町	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○
秋田県	大潟村	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○
秋田県	美郷町	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○
秋田県	羽後町	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－
秋田県	東成瀬村	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○
山形県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	山形市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○
山形県	新庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○
山形県	寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○
山形県	長井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○
山形県	南陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○
山形県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○
山形県	高島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○
山形県	飯豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○
福島県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－
福島県	喜多方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
福島県	天栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
福島県	北塩原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
福島県	西会津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	金山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	西郷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	棚倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	塙町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	三春町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	小野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	広野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	檜葉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	日立市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
茨城県	結城市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
茨城県	高萩市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
茨城県	北茨城市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
茨城県	笠間市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
茨城県	取手市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
茨城県	ひたちなか市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
茨城県	潮来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	常陸大宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	那珂市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
茨城県	筑西市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
茨城県	行方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	境町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
栃木県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	○	○	—	—	—
栃木県	足利市	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○
栃木県	栃木市	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○
栃木県	佐野市	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	鹿沼市	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	○
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	○	—	○	○
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	真岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	大田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	矢板市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○
栃木県	那須烏山市	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	上三川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
栃木県	益子町	○	○	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	○	○	—
栃木県	茂木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
栃木県	市貝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○
栃木県	壬生町	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

# 地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	高根沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	高崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	渋川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	上野村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	神流町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	○さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	川越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	熊谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	川口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	秩父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	飯能市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	本庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	東松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	春日部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
埼玉県	入間市	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	○	-
埼玉県	新座市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○
埼玉県	桶川市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○
埼玉県	久喜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
埼玉県	蓮田市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○
埼玉県	幸手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
埼玉県	日高市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
埼玉県	白岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○
埼玉県	三芳町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-
埼玉県	滑川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
埼玉県	嵐山町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
埼玉県	川島町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○
埼玉県	吉見町	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○
埼玉県	皆野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
埼玉県	長瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○
埼玉県	小鹿野町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
埼玉県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
埼玉県	寄居町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
千葉県		○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	成田市	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○
千葉県	浦安市	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-
千葉県	印西市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	○
千葉県	富里市	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	神崎町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	多古町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	中野区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-
東京都	杉並区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
東京都	日野市	※	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-
東京都	国分寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-
東京都	多摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-
神奈川県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
神奈川県	○横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	○川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	○相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○
神奈川県	秦野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
神奈川県	寒川町	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。



地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
神奈川県	湯河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	柏崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	十日町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	上越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	佐渡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	湯沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	津南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	責務 都道府県民（市区町村民）の	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援 損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村														
新潟県	関川村	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
富山県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	富山市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	金沢市	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	七尾市	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
石川県	珠洲市	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-
石川県	羽咋市	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
石川県	かほく市	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
石川県	白山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	川北町	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-
石川県	津幡町	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	内灘町	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	宝達志水町	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
石川県	中能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
石川県	穴水町	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
石川県	能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
福井県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	福井市	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
福井県	越前市	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
山梨県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	山梨市	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	韮崎市	○	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	南アルプス市	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	上野原市	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	中央市	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	市川三郷町	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	富士川町	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	昭和町	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	小菅村	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	丹波山村	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○
長野県	千曲市	○	○	○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—
長野県	下條村	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—
長野県	泰阜村	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—
長野県	木祖村	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—
長野県	坂城町	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—
岐阜県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	大垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○
岐阜県	高山市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	○
岐阜県	多治見市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	○
岐阜県	関市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
岐阜県	中津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	美濃市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	瑞浪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	羽島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	恵那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	美濃加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	土岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	各務原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	可児市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	山県市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	飛騨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	本巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	郡上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	下呂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	海津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	岐南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	笠松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	養老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	垂井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	関ヶ原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	神戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	輪之内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	安八町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
岐阜県	揖斐川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-
岐阜県	大野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
岐阜県	池田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
岐阜県	北方町	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	○	-
岐阜県	坂祝町	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○
岐阜県	富加町	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○
岐阜県	川辺町	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○
岐阜県	七宗町	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○
岐阜県	八百津町	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○
岐阜県	白川町	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○
岐阜県	東白川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
岐阜県	御嵩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○
岐阜県	白川村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
静岡県		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
静岡県	○静岡市	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	○浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-
静岡県	沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
静岡県	熱海市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
静岡県	富士宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	-
静岡県	伊東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
静岡県	富士市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
静岡県	焼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-
静岡県	藤枝市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
静岡県	御殿場市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
静岡県	湖西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
静岡県	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
静岡県	菊川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
静岡県	伊豆の国市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
静岡県	函南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
静岡県	川根本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-
愛知県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-
愛知県	刈谷市	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	西尾市	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	犬山市	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	小牧市	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
愛知県	大府市	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
愛知県	知多市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	清須市	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	大口町	—	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	扶桑町	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重県		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
三重県	津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	四日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—
三重県	伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—
三重県	鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—
三重県	亀山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—
三重県	鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—
三重県	いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
三重県	伊賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—
三重県	木曾岬町	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—
三重県	東員町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—
三重県	菰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—
三重県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—
三重県	川越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—
三重県	多気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—
三重県	明和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—
三重県	大台町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
三重県	玉城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
三重県	南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
三重県	紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
滋賀県		○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○
滋賀県	彦根市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	長浜市	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	近江八幡市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	草津市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	守山市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	栗東市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	甲賀市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	野洲市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	湖南市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	高島市	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-
滋賀県	東近江市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	米原市	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	日野町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	竜王町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	愛荘町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	豊郷町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	甲良町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	多賀町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。



地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
京都府		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	○京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
京都府	舞鶴市	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
京都府	綾部市	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
京都府	宇治市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
京都府	城陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
京都府	長岡京市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
京都府	八幡市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-
京都府	南丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
京都府	大山崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
京都府	久御山町	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	井手町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
京都府	宇治田原町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
京都府	笠置町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
京都府	和束町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
京都府	南山城村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

# 地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
京都府	京丹波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	守口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	泉佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	松原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	箕面市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	摂津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	岬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	尼崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	洲本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	芦屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	相生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	加古川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	責務 都道府県民（市区町村民）の	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援 損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村														
兵庫県	赤穂市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-
兵庫県	西脇市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-
兵庫県	宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-
兵庫県	三木市	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-
兵庫県	高砂市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○
兵庫県	川西市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-
兵庫県	小野市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○
兵庫県	三田市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○
兵庫県	加西市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-
兵庫県	丹波篠山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-
兵庫県	丹波市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-
兵庫県	淡路市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-
兵庫県	宍粟市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
兵庫県	たつの市	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-
兵庫県	猪名川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-
兵庫県	多可町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○
兵庫県	稲美町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○
兵庫県	播磨町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
兵庫県	市川町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
兵庫県	福崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
兵庫県	神河町	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○
兵庫県	太子町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-
兵庫県	上郡町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-
兵庫県	佐用町	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	奈良市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	大和高田市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	大和郡山市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	天理市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	橿原市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	桜井市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	五條市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	御所市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	生駒市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	香芝市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○
奈良県	葛城市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	宇陀市	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	山添村	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	平群町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	三郷町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	斑鳩町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	安堵町	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
奈良県	川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	三宅町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	田原本町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	曾爾村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	御杖村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	高取町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	明日香村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	上牧町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	王寺町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	広陵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○
奈良県	河合町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	吉野町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	下市町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	天川村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	野迫川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○
奈良県	十津川村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	下北山村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	上北山村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
奈良県	川上村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
奈良県	東吉野村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○
和歌山県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	和歌山市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
和歌山県	橋本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	有田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	紀美野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	湯浅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	由良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	印南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	日高川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	白浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	上富田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	太地町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	串本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県		※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
鳥取県	湯梨浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
鳥取県	南部町	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	-
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
島根県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県		○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
岡山県	○岡山市	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
岡山県	玉野市	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
岡山県	新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
岡山県	備前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

# 地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
岡山県	美作市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	早島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	里庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	新庄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	勝央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	奈義町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	西粟倉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	○広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	三次市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	東広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。



# 地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
広島県	熊野町	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○	—	○	—	○
広島県	神石高原町	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○	○	○	—	○
山口県		○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
山口県	宇部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	防府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
山口県	下松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	柳井市	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—	○
山口県	美祢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
山口県	周南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—	○
山口県	上関町	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—	○
山口県	田布施町	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—	○
山口県	平生町	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—	○
徳島県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	那賀町	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
香川県		○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
愛媛県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県	高知市	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知県	南国市	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—
高知県	土佐清水市	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知県	田野町	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知県	中土佐町	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
高知県	日高村	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○
高知県	大月町	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知県	黒潮町	—	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	○北九州市	—	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	大牟田市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—
福岡県	飯塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—
福岡県	田川市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○
福岡県	柳川市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—
福岡県	宗像市	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	古賀市	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—
福岡県	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—
福岡県	みやま市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—
福岡県	桂川町	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—	○	○	○
福岡県	香春町	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○
福岡県	添田町	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○
福岡県	糸田町	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○
福岡県	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○
福岡県	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○
福岡県	赤村	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○
福岡県	福智町	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	○	○
福岡県	苅田町	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—	—
佐賀県		○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	佐賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
佐賀県	唐津市	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	鳥栖市	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	多久市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○
佐賀県	伊万里市	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	鹿島市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－
佐賀県	小城市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○
佐賀県	嬉野市	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	神埼市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○
佐賀県	基山町	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	上峰町	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	みやき町	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	玄海町	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○
佐賀県	有田町	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	大町町	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	江北町	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
佐賀県	白石町	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○
佐賀県	太良町	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
長崎県		○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
長崎県	長崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－
長崎県	佐世保市	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－
長崎県	島原市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	諫早市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容												
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
都道府県	市区町村														
長崎県	大村市	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
長崎県	平戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	松浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	対馬市	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
長崎県	壱岐市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	西海市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	雲仙市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	南島原市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	長与町	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
長崎県	時津町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○
長崎県	東彼杵町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－
長崎県	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－
長崎県	波佐見町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－
長崎県	小値賀町	○	－	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
長崎県	新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－
熊本県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	南阿蘇村	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○
熊本県	甲佐町	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
大分県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	大分市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－
大分県	別府市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－
大分県	中津市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
大分県	日田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	佐伯市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	臼杵市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	津久見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	竹田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	豊後高田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	杵築市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	宇佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	豊後大野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	由布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	国東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	姫島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	日出町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	九重町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
大分県	玖珠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
宮崎県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-
宮崎県	日向市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-
宮崎県	三股町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
宮崎県	新富町	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
宮崎県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-
鹿児島県		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	鹿児島市	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和5年4月1日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容													
			基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
							相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村															
鹿児島県	始良市	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—
沖縄県		○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	○

(注1) 「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

(注2) 「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。